

公表第10号

地方自治法第199条第12項の規定により、久留米市長、久留米市農業委員会会長及び久留米市高良内財産区管理者から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成29年6月19日

久留米市監査委員	中島年隆
久留米市監査委員	塙秀二
久留米市監査委員	原口和人
久留米市監査委員	藤林詠子

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度： 平成24年度

部局名： 協働推進部

		指摘事項等	措置状況等
意見	事務監査	<p>「市民と行政との協働」は、「久留米市新総合計画」や「中期ビジョン」において行政運営の基本的視点や基盤として大事な要素とされている。さらには行政改革の計画中也においても、行政コストの削減を主眼とする「量の改革」に対し、行政だけの対応が困難な市民ニーズに応じた行政サービス実現のための「質の改革」として主要な取組と位置付けられている。</p> <p>このため協働推進部では、行政内部の体制づくりによって各部局の事業展開の中で具体的な協働の促進を図る一方、協働のパートナーとなる市民等に対しては、組織の設立や公益活動拠点施設の整備運営の支援、市民活動のすそ野拡大などに加え、活動の活性化を更に図るべく、新たな補助制度や団体間のネットワークづくりのための事業など、「市民と行政との協働」推進に向けた取組を充実させている。</p> <p>これら支援策の充実とそれに伴う経費の拡大は、市民が協働のパートナーとしての役割を認識し、自らの責任において自主性・自立性を持った活動を確かなものとするためには踏むべき手順であるとも思われる。しかしながら、近年の厳しい行財政環境を前提として「市民との協働」は進めなければならない状況があることもまた改めて強く認識しておくことが必要と思われるので、行政改革行動計画にいう「質の改革」としての取組のみならず、「量の改革」の視点での取組ともなるよう期待したい。</p>	<p>協働推進部は、政策方針の決定等においても、市民との協働について、量的拡大・質的深化を一層進めるための全庁的な調整機能を果たす必要があるとともに、様々な部局が市民との協働の視点を持ち、各種施策・事業を推進するための基盤づくりを行っていく必要があると考えております。</p> <p>これまでに市民活動を進める条例を制定(H24.4)し、「協働によるまちづくり推進調整会議(H23.8設置)」の設置など、協働を進めるための全市的・全庁的な体制づくりを行ってまいりました。</p> <p>市民等においては、46校区の校区コミュニティ組織や400を超えるNPOやボランティア団体等が活動を行っておりますが、市では市民活動サポートセンターを拠点とした活動の場の支援、活動主体相互のネットワーク形成促進などの活動支援に努めるとともに、キラリ輝く市民活動活性化補助金(H24.4開始)などの市からの財政支援等を通じて、市民活動が拡大する方向で施策を推進してきているところでございます。</p> <p>社会環境の変化に伴う厳しい行政環境の中で、市民との協働を進めるにあたり、市民サービス維持の視点も意識しながら、市民・市職員の意識改革を図り、実質的な役割分担を市民と行政で共有したうえで、今後も効果的な協働のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。</p>